

第 32 号議案

滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例の一部を改正する条例案に関する知事への意見に係る臨時代理の承認について

下記のとおり臨時に代理した「滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例の一部を改正する条例案」に関する知事への意見については、これを承認する。

令和元年 10 月 15 日

滋賀県教育委員会

記

滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、滋賀県知事に対して次のとおり意見を提出することにつき、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（昭和 63 年滋賀県教育委員会規則第 4 号）第 4 条の規定に基づき、臨時に代理する。

令和元年 9 月 17 日

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克

滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例の一部を改正する条例案に関する知事への意見について

この条例案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うものであり、適当なものと認めます。